

日本における校則に関する文献調査研究

Study on school regulations in Japan from research papers

佐々木 浩 子

SASAKI Hiroko

キーワード：校則，文献調査研究

I. はじめに

近年、生徒を必要以上に縛り付ける理不尽な校則，いわゆる「ブラック校則」への問題提起が生じている。2019（令和元）年に映画『ブラック校則』が公開されると，校則問題はその後社会的にも大きく取り上げられるようになった。この映画のきっかけとなったのは，女性の染毛，いわゆる「茶髪」をめぐる裁判であるとされている。「ブラック校則をなくそう！」プロジェクトによると¹⁾，2017（平成29）年に生まれつき茶色の髪の子女子高校生が，校則で髪の色を黒染めを強要されて精神的な苦痛を受けたとして学校を提訴した事例をきっかけに，校則ありきの不適切な運用や指導によって生まれる「ブラック校則」の事例調査を開始したことからこのプロジェクトの活動が始まったとされている。

こうした社会的動向に対して，2021（令和3）年6月には，文部科学省から「校則の見直し等に関する取組事例について」（事務連絡）が出された²⁾。この前後，各地の教育委員会においては校則の見直し等に関する取り組みが行われ，その調査報告が公表されている³⁻⁵⁾。前述の事務連絡では，校則について，児童生徒の実情，保護者の考え方，地域の状況，社会の常識，時代の進展などを踏まえて，絶えず積極的に見直さなければならないとされている。そして，近年の子どもをとりまく環境の変化も踏まえて「生徒指導提要」の改訂に向けての議論が進み，2022（令和4）年12月に改訂版が公表された⁶⁾。

社会的動向に関して，例えば，女性の染毛に代表される，いわゆる「茶髪」については，時代の進展による意識の変化が生じている。ポーラ文化研究所の調査結果によると⁷⁾，1991（平成3）年から2000（平成12）までの間に，染毛実施の女性は29%から60%となったことが報告されている。このような意識の経年変化は，社会全体の意識の変化として捉えることができる。つまり，染毛については，社会通念上肯定的な意識が醸成されていることが推測される。しかし，2017（平成29）年の裁判事例のように，染毛を校則で禁止している事例は日本国内の学校の多くで認められており，髪の色が元々その色であることを証明する地毛証明の提出を求められることも多かった。その裁判事例以後，今では様々な背景を持つ児童・生徒の存在など，個人の多様性や人権に関わる問題であるとして，地毛証明を廃止する動きがある⁸⁾。

その一方で、低年齢からの染毛については将来的な健康影響の点から反対意見があることも事実である。染毛剤などの化学物質による影響については、環境省で「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」が2011（平成23）年から開始され⁹⁾、多くの知見が公表されている。染毛剤に用いられている物質については、マウスにおいて精子への影響を調べる投与実験が行われており、現在では禁止になった物質で影響が認められたが、他の物質では認められなかったことが報告されている¹⁰⁾。今後、低濃度かつ長期間の化学物質曝露によるヒトへの影響がさらに明らかになることが期待されている。よって、現状では校則における染毛の禁止が、将来に及ぶ身体的な影響を考慮した対応であるとは言い切れない点で、健康影響の観点から染毛を禁止することには難しさがあるといえる。

女性の染毛に限らず、下着や制服についても人権やジェンダーを考慮して見直しが行われている。熊本県の2021（令和3）年の校則等に関する学校へのアンケート調査の結果によると⁸⁾、染毛に関わる地毛証明の提出を求める学校の割合は17%であるのに対して、最も多い割合はスマートフォン等に関する規定で、86%であった。スマートフォンについては、学校内での不適切な使用により授業等の学習への影響が懸念されるために学校側で預かる規定が存在する一方で、急速に進展するICT教育における活用の点では一定の効果もあるとされている¹¹⁾。つまり、スマートフォンについては、かつては学校内への持ち込み禁止というような規定が存在し、現在でも何らかの制限規定がある学校が多いものの、ICT教育の急速な推進によって次第に緩和されつつあり、今後も社会的動向によって校則が見直されていく可能性が高い項目であると考えられる。スマートフォンの事例に代表されるように、社会的動向の変化によって校則は常に見直されていく必要があるが、校則に関してはニュースや時事問題としてその時点の社会動向として扱われていることが多く、校則に関する論点を整理し事実の積み重ねを行う研究としての報告は少ないのが現状である。

そこで本研究では、これまで日本において校則に関してどのような論点で研究が行われてきたのかを明らかにするために、1950年以降に「校則」をキーワードとして扱った文献調査を行うことを目的とした。

II. 方法

文献の調査には、国立情報学研究所（NII）による学術コンテンツサービス CiNii（NII学術情報ナビゲータ [サイニィ]）を用いた。調査キーワードは「校則」であった。

調査日は、2022（令和4）年12月1日で、1950年から2022年の期間の文献調査を行った。文献調査は、キーワード「校則」を用いて行った後に、論文・紀要とその他に分類し、キーワード「ブラック」を追加して、過去5年間の情報を絞り込んだ。

Ⅲ. 結果

調査の結果、「校則」のキーワードで検索されたのは614件であった（図1）。内訳は、論文・紀要で489件、博士論文で3件、本で98件、プロジェクトで24件であった。調査結果の件数の5年間ごとの年次推移は、図2に示す通りである。2021（令和3）年及び2022（令和4）年の情報は、それぞれ1年分として示した。キーワード「校則」の検索件数で最も多いのは1986～1990年の114件で、次いで2016～2020年の105件であった。このうち、博士論文、本及びプロジェクトを除く、論文・紀要489件にキーワード「ブラック」を追加した結果、28件が検索された。28件は2018（平成30）年以降の5年間に集中していた。

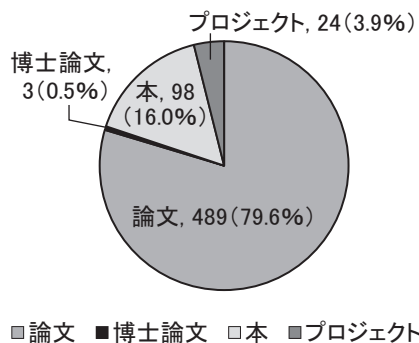


図1 「校則」をキーワードとした文献件数の内訳（割合）

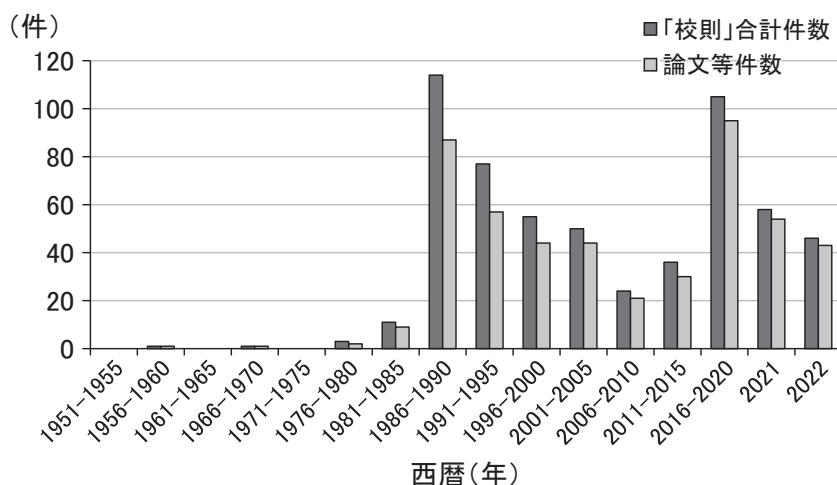


図2 「校則」をキーワードとした文献件数の年次推移

28件の2018～2022年の5年間の件数の推移を図3に示す。28件の掲載媒体は、3件は紀要論文、1件は学会発表論文集で、その他では、雑誌季刊フォーラム『教育と文化』（教育文化総合研究所編）で7件、雑誌『女性のひろば』（日本共産党中央委員会）で3件、雑誌『月刊生徒指導』（学事出版）で3件、雑誌『高校教育』（学事出版）で1件、雑誌『マスコミ市民』（マスコミ市民フォーラム）

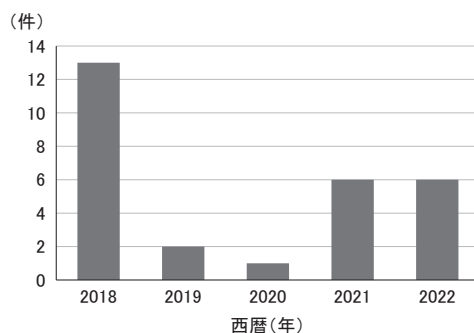


図3 「校則」及び「ブラック」で検索した論文等の2018～2022年の5年間の件数の推移

で1件、雑誌『内外教育』（時事通信社）で1件、その他雑誌で8件であった。このうち、雑誌季刊フォーラム『教育と文化』（教育文化総合研究所編）の7件は、特集記事として同じ巻に掲載されている。

表1には、紀要論文3件及び学会発表論文集1件の合計4件の論文等の文献情報を示した¹²⁻¹⁵⁾。いずれも2021（令和3）年発行に掲載されていた。

表1 「校則」及び「ブラック」で検索された論文等の文献情報

種別	著者	発行年	論文等題目	掲載雑誌名	巻・号	ページ
紀要	登坂学	2022	校則制定・改廃に果たす特別活動の意義と可能性に関する一試論	九州保健福祉大学研究紀要	23	11-23
紀要	山内乾史	2021	「道徳教育の研究」の研究：校則は拘束か？（Ⅱ）	仏教大学教育学部学会紀要	20	175-188
紀要	斎藤雄次 他	2021	高校における熟議を通じた校則の民主的意思決定の可能性：特別活動および生徒指導の観点から	人間文化研究	36	25-42
論文集	中山真 他	2021	教育場面における理不尽な経験	日本心理学会大会発表論文集	85	64

IV. 考察

文部科学省の生徒指導関係略年表によると¹⁶⁾、1949（昭和24）年に文部省（現文部科学省）では「児童生徒の理解と指導」及び「中学校・高等学校の生徒指導」が公表された。1951（昭和26）年には、社会的に少年非行の第1ピークを迎え、「学校指導要領一般編」において生徒指導（ガイダンス）が学校教育の重要な任務として取り上げられたことが記載されている。校則に関わる生徒指導はこの頃から開始されたと考えられる。その後、1964（昭和39）年に少年非行の第2ピークを迎え、生徒指導担当の指導主事（充て指導主事）の配置が行われた。1970（昭和45）年には、高等学校の学習指導要領が改訂され、「生徒指導の充実」が明記されるに至った。1984（昭和59）年には少年非行の第3ピークを迎え、登校拒否に関する手引書の作成及び教育相談活動推進事業が実施された¹⁶⁾。

1990（平成2）年には、校則の取り締まり強化が加熱しつつある中で、神戸の高等学校における女子生徒死亡事件が起こった。それを契機に、全日本中学校校長会及び全国高等学校校長協会に、校則の見直し状況についての調査の実施が委託され、翌年の1991（平成3）年には調査結果が公表され、その調査結果は各都道府県へ送付されて、文部科学省からは引き続き見直しを行う指導（通知）が出されている¹⁶⁾。本研究結果において1990（平成2）年頃に校則に関わる文献件数が多いのは、この事件を契機とした校則の見直しを反映した結果であると考えられた。

1990（平成2）年の事件を契機に校則に関わる文献が多く公表されたことと同様に、2017

(平成29)年の染毛に関する提訴を契機として校則の見直しが行われ、2016(平成28)年から2020(令和2)年の間に再び校則に関して社会が注目するに至り、文献件数が多くなったと考えられた。

「校則」及び「ブラック」のキーワードで検索した28件のうちの多くは2018(平成30)年に集中していたが、学術雑誌等への研究論文としての公表ではなく、社会的な注目を背景にした雑誌掲載記事であった。しかし、2021(令和3)年には、紀要論文及び学会発表論文として4件が公表されている。4件のうち、1件は学会発表論文集のため、内容の詳細について確認できなかった¹⁵⁾。そのため、本文を確認できた紀要掲載論文3件について以下に概要を記載する。

3件のうち、2件は校則についての議論が生徒の特別活動としての意義を持つことを論じている^{12, 14)}。登坂¹²⁾は、校則と特別活動との関連の他に、子どもの権利条約にも触れ、子どもの権利条約に規定される子どもの表現の自由や意見表明権を起点に、校則制定及び改廃における児童・生徒の意見表明をどのように捉えるかとの論点を主軸に据えて校則に関して考察を行っている。斉藤ら¹⁴⁾は、校則と特別活動との関連の他に、昨今の社会状況としての成年年齢の引き下げなども例にあげて、生徒らが民主的意思決定の過程を学ぶ機会としての可能性について言及している。

残る1件の山内¹³⁾は、「ブラック校則」をはじめとして、これまで校則をめぐる議論は多いが、その反面、校則をめぐる学術的議論が極めて少ないことに触れている。また、本文において、明文化されていない規則、いわば暗黙のルールが存在していたことにも触れ、明文化されていないものも含めてその組織の成員に守らせていた文化としての強制力も校則に含まれるものであることを記述している点で、他の2件の文献とは異なっているといえる。そして、明文化されていない、あいまいなものであればあるほど、教師の裁量が大きくなることも論じている。しかしながら、山内¹³⁾は、校則を全面的に否定しているわけではなく、荻上¹⁷⁾の文章を参考にして、理不尽な校則、合理性を欠く規則の撤廃を求めるものの、校則全般の撤廃を求めるものではなく、生徒が安全で快適に学べる環境を保证するための合理的な校則は必要であると述べている。

本研究の結果、「校則」に関わる文献は、社会的影響力の強い何らかの事件がきっかけとなって件数が増えていることが明らかとなった。本研究で扱った「校則」と「ブラック」、いわゆる「ブラック校則」という用語は、2013(平成25)年の新語・流行語大賞¹⁸⁾のトップテンにランキングされた「ブラック企業」をきっかけに社会に「ブラック」という用語が浸透して以降、社会的に認知されるようになった。新語・流行語大賞の対象となった多くの用語は、その後も用いられていることが多いが、その一方で、一時的な流行で終わってしまうことも多い。今後、本研究で調査した文献において言及されているように、校則の改訂が、特別活動等において教師、児童生徒及び保護者のコミュニケーションを通じて議論が行われていくことに期待したい。また、それらの議論が児童生徒にとって「主体的・対話的で深い学び」の実践となることを明らかにする研究報告の必要性が考えられた。

V. まとめ

近年、生徒を必要以上に縛り付ける理不尽な校則、いわゆる「ブラック校則」への問題提起が生じている。しかし、社会的な注目に反して、学術的な論文等の報告は少ないのが現状である。そこで本研究では、これまで日本において校則に関してどのような論点で研究が行われてきたのかを明らかにするために、1950年以降に「校則」をキーワードとして扱った文献調査を行った。

その結果、キーワード「校則」では、1990（平成2）年頃と、2017（平成29）年頃とに、公表された件数が多いことが明らかとなった。これら件数が多い背景には、社会的に影響力が強い事件等があったことも明らかとなった。しかしながら、公表された文献報告数が多い一方で、学術的な議論が極めて少ないことも明らかとなった。また、紀要等の論文として公表された文献では、校則の改訂と特別活動とを関連させて議論しているものが多かった。

今後は、校則の改訂が、特別活動等において教師、児童生徒及び保護者のコミュニケーションを通じて議論され、それらの議論が児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実践となることを明らかにする研究報告の必要性が考えられた。

引用・参考文献

- 1) publicaffairsJP：エビデンスに基づき、世論の議論を呼び起こす“着火材”となる－「ブラック校則をなくそう！」プロジェクト
https://publicaffairs.jp/case_black_kousoku_16/（2022/12/01）
- 2) 文部科学省：校則の見直し等に関する取組事例（事務連絡）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00004.htm（2022/12/01）
- 3) 北海道教育委員会：「校則の見直しの状況」についての調査結果（令和3年7月）
https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/9/3/6/1/7/9/_/02_%E3%80%90%E5%88%A5%E6%B7%BB%E3%80%91%E3%80%8C%E6%A0%A1%E5%89%87%E3%81%AE%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97%E3%81%AE%E7%8A%B6%E6%B3%81%E3%80%8D%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%81%AE%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E7%B5%90%E6%9E%9C.pdf（2022/12/01）
- 4) 埼玉県教育委員会：令和3年度校則の点検・見直しに関する調査の結果について
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/205921/news2021101501.pdf>（2022/12/01）
- 5) 大阪府：校則等の点検・見直しに関する調査結果について
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2364/00269493/kousokuminaoshi.pdf>（2022/12/01）

- 6) 文部科学省：生徒指導提要（改訂版）
https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf（2022/12/08）
- 7) ポーラ文化研究所：アンケートにみる過去10年間の現代女性の髪色観の変化「おしゃれ白書1991～2000」よりにみる過去 10年間の現代女性の髪色観の変化 「おしゃれ白書1991～2000」より
<https://www.cosmetic-culture.po-holdings.co.jp/report/pdf/011115kamiiro.pdf>（2022/09/30）
- 8) 熊本県：校則の見直しについて
<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/162338.pdf>（2022/12/08）
- 9) 環境省：エコチル調査，エコチル調査でわかったこと
<https://www.env.go.jp/chemi/ceh/results/index.html>（2022/12/01）
- 10) 田山邦昭，坂本義光，安藤弘他：フェニレンジアミンのマウス雄性生殖器系への影響，日本トキシコロジー学会学術年会，38（0），20114-20114. 2011
- 11) 渡辺誓司，酒井 厚：NHK 文研フォーラム2021 “コロナ時代” の家庭学習とメディア利用，放送研究と調査，71（8），48-63. 2021
- 12) 登坂学：校則制定・改廃に果たす特別活動の意義と可能性に関する一試論，九州保健福祉大学研究紀要，23，11-23. 2021
- 13) 山内乾史：「道徳教育の研究」の研究：校則は拘束か？（Ⅱ），仏教大学教育学部学会紀要，20，175-188. 2021
- 14) 斎藤雄次，井陽介：高校における熟議を通じた校則の民主的意思決定の可能性：特別活動および生徒指導の観点から，名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』，36，25-42. 2021
- 15) 中山真，高沢佳司：教育場面における理不尽な経験，日本心理学会大会発表論文集，85，64. 2021
- 16) 文部科学省：生徒指導関係略年表について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121504.htm（2022/12/01）
- 17) 荻上チキ，内田良編：『ブラック校則—理不尽な苦しみの現実—』，東洋館出版社（東京都）. 2018
- 18) ユーキャン：「現代用語の基礎知識」選 新語・流行語大賞2013
<https://www.jiyu.co.jp/singo/index.php?eid=00030>（2022/12/01）

Study on school regulations in Japan from research papers

Abstract

In recently, it was discussed about issues so-called “black school regulations”, that restrain students more than necessary. However, few academic papers despite the social focus. The purpose of this study was to clarify what kind of issues have been investigated regarding school regulations in Japan.

I executed research papers investigation on school regulations since 1950 to 2022. The results revealed that the number of research papers on the keyword “school regulations” were higher around 1990 and 2017. It is also clear that there were strong social impacts that reason why many numbers of published papers. However, while the number of published papers were much, it was also clear that there were very few academic discussions. In addition, many of the articles published in bulletins and other publications discussed the relationship between the revision of school regulations and special activities.

From the results of this study, it was suggested the necessity of the academic research papers for the school regulations. In the future, it will be expected that these papers contribution to learn for student of proactive, interactive, and deep learning.

Keywords: school regulation, research paper, investigation